

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）実施要領

令和4年2月4日 高等教育局長裁定
令和4年6月14日 一部改正

1. 通則

教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）交付要綱に基づき、教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

2. 事業の目的

幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付を受けるものを除く。以下同じ。）を設置する学校法人における幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、幼稚園を設置する学校法人とする。

4. 処遇改善の対象

本事業の対象は、幼稚園に勤務する教職員（非常勤を含み、法人役員を兼務する園長を除く。以下同じ。）とする。

5. 事業内容

令和4年2月から12月までの間、賃金改善を行う学校法人に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用（以下「賃金改善部分」という。）を補助する。

6. 賃金改善等の要件

(1) 令和4年2月以降、教職員に対する賃金改善を実施すること。

※賃金改善とは、本事業の実施により、教職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(2) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を教職員に周知すること。

(3) 本事業による補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

※法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額とする。

<算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

(4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善

の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。

- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和5年1月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

7. 補助額の算定

補助額は、幼稚園ごとに、賃金改善部分（法定福利費等の事業主負担分を含む。）の4分の3とする。ただし、次の算式により算定する金額を補助対象上限額とする。なお、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

<算式>

教員数^{*}×9,000円×（1＋令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額）×補助率×事業実施月数

※原則として、申請時点における教員数（非常勤を含む。）とする。

8. 事業実施手続等

- (1) 教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）交付要綱のとおりとする。
- (2) 本事業の実施に要する都道府県の事務費について、国は別に定めるところにより補助することができる。

9. 留意事項

実績報告書等により、幼稚園において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助額の全部又は一部について返還させる。

附則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。